

私立大学での合理的配慮の提供義務化に伴って、合理的配慮を受けている学生も増えてきました。しかし、その運用はまだ試行錯誤の段階であり、合理的配慮の理念を実現していくためには、障害を持つ当事者と配慮を提供する社会との対話が欠かせません。本学で言えば、それは具体的には教員と学生との話し合いによって、配慮の内容を考えていくということです。

何が配慮になるか始めから分かるわけではない

合理的配慮が開始されれば自動的に不便や困難が解消され则认为方もいるかもしれませんが、実際には何が配慮になるのか、どこまでの配慮をできるのかは、授業や課題によって異なります。

場合によっては、ADHDを持つ学生さんへの配慮として、提出物の期限延長など、ほぼ話し合いの必要なく決まってくる配慮もあります。しかし、コミュニケーションの障害といった場合、学生の希望や授業の性質によって、配慮の内容はバリエーションが出てきます。

したがって、具体的な配慮内容は、学生の困りごとや希望と、授業の性質を勘案した教員からの提案という対話を繰り返して、次第に授業ごとの落としどころを探していくことになります。むしろこの対話の過程こそ、合理的配慮の本質と言ってもいいでしょう。



すべてを知る人はいない

そうはいつでも教員は多くの場合、障害や福祉の専門家ではありませんので、学生との話し合いでは配慮の落としどころが見えてこないときには、学生相談室が話し合いをお手伝いすることもできるかと思います。

しかしながら、学生相談室は障害についての専門知識はありますが、本学で教授されている専門科目の内容はわかりません。また、配慮を受ける学生も、困っていることは言えても、配慮の内容は具体的な提案を受けるまで想像できないこともあります。

つまり、それぞれにわかることもあればわからないこともあるわけです。その意味でも、学生のニーズ、その授業でできることを出し合って、学生にとって納得でき、教員としても無理がない落としどころを双方で探っていく対話の過程が、合理的配慮に実効性を持たせるうえで極めて重要なのです。

